

縣報

號

外

明治卅五年四月十五日

和歌山縣

公文

○和歌山縣訓令甲第二十號

衆議院議員選舉法及同施行令ニ依ル事務及書式等左ノ各條ニ據リ取扱フヘシ
但書式ハ別ニ頒ツ

明治三十五年四月十五日

和歌山縣知事 椿 義一郎

第一條 郡市長ニ於テ衆議院議員選舉法第二十一條第二十二條及第二十四條ニ依リ選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載等ノ申立ヲ受ケタルトキ及之ニ對シ決定ヲ行ハルニ付キハ其ノ郡度要領ヲ報告スヘシ

第二條 衆議院議員選舉法第三十二條ニ依リ選任シタル投票立會人其ノ職ヲ辭シタル場合ニ於テ選舉期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知スルコトヲ得ヘキ餘日ヲ存スルトキハ同條ニ依リ更ニ投票立會人ヲ選任スヘシ

第三條 市役所町村役場以外ニ投票所ヲ設ケントスルトキハ可成門戸アル場所ヲ撰定スルコトモ選舉ノ期日ヨリ十五日前ニ許可ヲ請フヘシ

外 明治三十五年四月十五日 第三種郵便認可

郡市役所以外ニ開票所ヲ設ケントスルハ前項ニ同シ

第四條 選舉人名簿投票簿投票用紙及封筒ハ郡市長ニ於テ所要ノ員數ヲ調査シ選舉人名簿用紙ハ名簿調製期日二十日以前ニ其ノ他ノ用紙封筒ハ選舉期日二十日以前ニ別記様式ニ依リ之ヲ請求スヘシ

郡役所ニ於テ投票簿投票用紙及封筒ヲ各投票所ニ配付スルニハ投票所毎ニ各其ノ員數ヲ明記スヘシ
投票管理者ハ投票終了ノ後直ニ其ノ使用ノ數ヲ別記様式ニ依リ市ハ當廳ニ町村ハ郡役所ニ報告シ殘餘及汚損ノ投票簿投票用紙及封筒ハ同時ニ之ヲ返還スヘシ

選舉人名簿用紙ノ殘餘ハ別記様式ニ依リ町村ハ郡役所ニ市ハ當廳ニ返還スヘシ
郡役所ニ於テ選舉人名簿投票簿投票用紙及封筒ノ殘餘ハ之ヲ保管シ其ノ員數ハ當廳ニ報告スヘシ

第五條 投票所ハ概略別記様式ニ從ヒ選舉人ノ多少ニ依リ適宜之ヲ斟酌シ受付所選舉人控所選舉人名簿對照投票簿捺印及投票用紙交付所投票記載所投票ノ場所等ヲ設備スヘシ

第六條 投票ハ投票記載ノ爲メ設ケタル卓上ニ於テ之ヲ記載セシメ其ノ記載終リタルトキハ直ニ投函セシムヘシ

投票記載ノ爲設ケタル卓上ニハ筆硯墨ヲ備ヘ置キ投票記載ニ支障ナカラシムヘシ

第七條 選舉人出入ノ門戸及投票所出入口等ニハ警察官吏ニ請ヒ又ハ特ニ設ケタル取締人ヲ配置シ取締ヲ爲サシムヘシ

第八條 衆議院議員選舉法第四十條ニ依リ投票函閉鎖ノ後ハ開票管理者ニ送致スル迄ノ間投票函ハ之ヲ投票所外ニ轉送スルコトヲ得ス

第九條 投票函ヲ送致スヘキ投票立會人ハ特別ノ事情アル場合ノ外一名トスヘシ

第十條 投票立會人指定ノ時刻ニ參會セザルトキハ投票管理者ハ其ノ事由ヲ取調直ニ郡長ニ報告スヘシ郡長ニ於テ正當ノ事故ナクシテ職務ヲ欠クモノト認メザルトキハ知事ニ報告スヘシ

開票立會人指定ノ時刻ニ參會セザルトキハ其ノ事由ヲ取調ヘ知事ニ報告スヘシ

第十一條 投票録開票録及點數簿投票所入場券及到着番号札ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

投票簿ノ様式及記載方ハ別記ニ依ル

投票録開票録ハ曆本ヲ調製シ選舉人又ハ被選舉人ノ請求アリタルトキハ之ヲ閲覧セシムヘシ

第十二條 投票封筒ノ表面ニ押捺スル投票所印ハ別記様式ニ依リ調製スヘシ

第十三條 投票所ニハ和歌山縣郡(市)町村衆議院議員投票所ト記シタル標札ヲ開票所ニハ和歌山縣郡(市)衆議院議員開票所ト記シタル標札ヲ門戸ニ掲クヘシ

○和歌山縣告示第九十六號
 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法第二條及同法施行令第一條ニ依リ該町村ノ
 區域ヲ以テ一投票區ヲ設クルモノ左ノ如シ
 明治三十五年四月十五日
 和歌山縣知事 椿 葵 一 郎

郡名	町名	村名
海草郡	四箇郷村	中之島村
	宮前村	岡町村
	雜賀村	雜賀崎村 和歌浦町
	加茂村	仁義村 盤津村
那賀郡	名手村	狩宿村
	下神野村	上神野村 猿川村 長谷毛原村

號 外 明治三十五年四月十五日 第三種郵便物認可

郡名	町名	村名
伊都郡	細野村	志賀野村 眞國村
	應其村	端場村 岸上村
	九度山村	河根村
	天野村	高野村 花園村
有田郡	南廣村	津木村
	島屋城村	岩倉村
	八幡村	五村 安蹄村 城山村
	白崎村	次奈村
	比井崎村	三尾村

日高郡	
和田村	松原村
船卷村	川中村
	川上村
	早蘇村
上山路村	中山路村
	下山路村
	龍神村
	漆川村
印南町	名田村
高城村	霧川村
切目川村	眞妻村
下芳養村	上芳養村
	中芳養村
下秋津村	上秋津村
	秋津川村
田邊町	溝村
	西ノ谷村
	龍成村

外

明治三十五年四月十五日

第三種郵便物認可

二

西本妻郡	
三瀬村	長野村
	高呂村
栗瀬川村	二川村
	富里村
	近野村
岩田村	市ノ瀬村
	船川村
	龍來村
	生馬村
南富田村	東富田村
	西富田村
	北富田村
	瀬戸船山村
周参見村	大都河村
	三舞村
	日置村
	川添村
	三川村
豊原村	
江住村	和深村
田並村	有田村
串本町	潮岬村
	宮二橋村

明治三十三年五月八日第三種郵便認可

號外

明治三十五年四月十五日

第三種郵便物認可

三

東 牟 婁 郡

古座町	高池町	田原村	西向村	明神村	小川村
七川村	三尾川村	佐本村			
下里村	太地村	上太田村	下太田村		
那智村	宇久井村	色川村	勝浦村		
新宮町	高田村	北山村			
請川村	木宮村	三里村	四村	敷屋村	小口村
三津ノ村	九重組合村	玉置口			

每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行

明治三十五年四月十四日印刷
明治三十五年四月十五日發行

〔代價〕
金壹圓

和歌山縣

印刷人 和歌山市十二番丁十三番地
印刷所 和歌山市十二番丁十三番地
和歌山縣報社印刷部